いちき串木野市介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業内容

【1 訪問型サービス(独自)サービスコード表】

サービスコード 種類	サービスコード 項目	サービス内容略称	算定項目				合成単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)11	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)			1176	1月につき
A2	1211	訪問型独自サービス12	イ 訪問型サービス費(独自)12	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)			2349	
A2	1321	訪問型独自サービス13	イ 訪問型サービス費(独自)13	事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)			3727	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費(独自)11	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	日割りの場合		39	1日につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	イ 訪問型サービス費(独自)12	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	日割りの場合		77	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	イ 訪問型サービス費(独自)13	事業対象者・要支援1・2(週2回を超える程度)	日割りの場合		123	
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 訪問型サービス費(独自)21	事業対象者・要支援1・2	(1)標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合		287	1回につき
A2	2511	訪問型独自サービス22	ロ 訪問型サービス費(独自)22		(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	179	
A2	2621	訪問型独自サービス23	ロ 訪問型サービス費(独自)23			(二)所要時間45分以上の場合	220	
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	ロ 訪問型サービス費(独自)短時間サービス		(3)短時間の身体介護が中心である場合		163	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算				200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算				50	月1回程度
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 10% 減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の 15% 減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の 12%減算				
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算		(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割				所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5% 加算		1回につき

A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		−12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割りの場合	−1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2)1週に2回程度の場合		−23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				日割りの場合	−1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		−37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				日割りの場合	−1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1月当たりの標準的な回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		−3	1回につき
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	−2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23				(二)所要時間45分以上の場合	−2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		−2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1)1週に1回程度の場合		−12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				日割の場合	−1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合		−23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				日割の場合	−1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合		−37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				日割の場合	−1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		−3	1回につき
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合	−2	
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23				(二)所要時間45分以上の場合	−2	
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間			(3)短時間の身体介護が中心である場合		−2	